

平成22年

火災統計



火事と救急・救助は119番

消防テレホンサービス 22-9944
(火災情報・休日夜間診療情報)

酒田地区広域行政組合

目 次

1	はじめに	1
2	平成22年中の火災状況	1
3	火災による被害を軽減する対策	1
4	安全・安心に暮らせる街を目指して	2

資 料

1	火災概況	3
2	火災損害総括表	4
3	目で見える火災統計	6
4	市町別火災状況	7
5	市町別火災件数の推移	8
6	火災種別出火件数	8
7	四季別火災件数	9
8	月別火災件数	9
9	曜日別火災件数	10
10	覚知方法別火災件数	10
11	死傷者の推移	11
12	建物火災の焼損程度	11
13	住宅火災の出火箇所の状況	12
14	出火率(人口1万人当たりの出火件数)	12
15	初期消火の状況	13
16	出火行為者の状況	14
17	出火原因と損害額の状況	15
18	主な出火原因の区分と経過	16
19	主な火災	16
20	火災出動人員の状況	17
21	火災出動車両の状況	17
22	火災件数の推移	18
23	火災種別の推移	18
24	全国・山形県・組合の出火率の推移	19
25	組合管内の出火率の推移	19
	利用上の参考事項	20 ~ 21

1 はじめに

この火災統計は、平成22年中に酒田地区広域行政組合管内で発生した火災の調査データを基に集計分析したもので、今後の火災予防対策の基礎データとするものです。

2 平成22年中の火災状況

(1) 火災の概況

平成22年の酒田地区広域行政組合管内（1市2町）の火災件数は43件で、前年と比べ8件の減少となっています。このうち、酒田市における火災件数は30件で、前年と比較し9件の大幅な減少、庄内町における火災件数は7件で、前年と比較し2件の増加、遊佐町における火災件数は6件で、前年と比較し1件の減少となっています。

火災損害額は1億8千158万3千円、焼損棟数は47棟、焼損床面積は2,511㎡、焼損表面積は96㎡、り災世帯は19世帯、り災人員は57人、死者は1人、負傷者は17人となっています。

平成22年は前年に比べ火災件数、焼損棟数が大幅に減少したにもかかわらず、大規模な工場や寺院の火災が発生したため、火災損害額が増加しています。

(2) 火災の種別

火災の種別としては、建物火災が32件、車両火災が7件、その他火災が4件となっており、林野火災及び船舶火災は発生しておらず、建物火災、その他の火災は共に前年より5件減少し、車両火災は6件増加となっています。

(3) 火災発生時季

火災発生件数43件を四季別に区分してみると、春（3～5月）10件、夏（6～8月）13件、秋（9～11月）7件、冬（1～2・12月）13件となっています。

(4) 火災による死傷者の状況

火災による死者数は1人で前年と比較し2人減少し、負傷者は17人と7人増加しています。

死者は減少したものの負傷者は大幅に増加し、犠牲者を伴う火災をなくすることができず残念な結果となっています。

(5) 出火原因の状況

出火原因別では、「ストーブ」が4件と最も多く、「こんろ」、「配線器具」「電灯・電話線等の配線」、「たばこ」などが上位を占めています。

平成22年は「こんろ」、「電灯・電話線等の配線」が例年同様に上位に位置し、前年1件だった「ストーブ」は4件に増加しています。

3 火災による被害を軽減する対策

(1) 住宅防火対策

ア 「こんろ」による火災は、鍋の掛け忘れによるガスこんろからの火災が多く、電話や他の用事のため、その場を離れたすきに火災に至ったというものです。「ちょっとぐらいは大丈夫」という安易な気持ちが一瞬にして大切なものを全て失うことになってしまいます。火を使っているときはその場を絶対離れないようにし、どうしても離れなければならないときは、一旦火を消してからその場を離れる。

イ 「電灯・電話等の配線」や「配線機器」による火災は、電気機器などの配線が長期間の使用により劣化したり、家具など重いものの下敷きで半断線となり出火したものや、たこ足配線など過電流により出火した例などがあります。

電気機器の普及により、私達を取り巻く生活環境は一層快適なものとなっている近年ですが、その一方で管理がおろそかになりがちです。今一度「目配り気配り」を心がけ出火防止に努める。

ウ 当組合管内において「ストーブ」による火災は4件と最も多く、全国的にも毎年出火原

因の上位を占めています。ストーブによる火災を防止するには、給油時は火を消すこと、カートリッジタンクのキャップの締め付け具合をしっかりと確認すること、カーテンや布団を近づけない、真上に洗濯物を干さないなどの気配りが大切です。

(2) 火災対応訓練の充実

万が一、火事になってしまったら、①「大声でまわりに知らせる」、②「119番に通報する」、③「初期消火を行い消す」、④「危険を感じたらすぐ逃げる」、⑤「戸を閉める」ことが大切です。以上の行動の習熟を図り、より実践的な発災対応型訓練の普及を行う。

(3) 防火意識の高揚

ア たき火火災の撲滅のため、これからも継続して強風時、空気乾燥時、放置など危険と判断されるたき火を「しない、させない、許さない」運動を展開する。

イ 地域、事業所、学校等の講習会などマスメディア、広報紙及び予防普及事業をとおり住民への予防啓発活動を行う。また、幼年期から火災の恐ろしさを防火指導や消防訓練を通して教えることで防火意識を育む。

4 安全・安心に暮らせる街を目指して

(1) 住宅防火の推進

世界一の長寿国となる日本、確実に高齢化が進んでいます。高齢者ゆえに起きる火災も多々あります。全国では火災による死傷者が増えており、中でも高齢者の割合が非常に高く、今後も増加することが懸念されます。これらのこともふまえて火災予防は家庭からを基本に、住宅防火を考え、当組合管内でも酒田地区広域行政組合火災予防条例で新築の住宅については、平成18年6月1日着工分から、既存の住宅については平成23年5月31日までに住宅用防災機器(住宅用火災警報器又は住宅用火災報知設備)の設置を完了させなければならないこととなっています。当組合としては、住宅火災での逃げ遅れによる死者をなくすため、自治会、婦人防火クラブ、消防団と協力して住宅用火災警報器の更なる設置促進を推進しています。

(2) 住宅用火災警報器の不適正販売に係る予防策の周知

主に県外の業者が、一般住宅や事業所に消火器の不当販売や点検、住宅用火災警報器を訪問販売し、脅迫的な態度で高額な料金を請求したりトラブルが各地で発生しています。

その手口は、

○ 一般住宅に対する消火器、住宅用火災警報器販売の場合

- ① 「消防・市役所の方から来た」と紛らわしい表現をします。
- ② 「法律が変わってすぐに設置しなければならなくなった。」と緊急性を強調します。
- ③ 「この消火器は古くなって使えない」などと交換の必要性を強調します。

○ 事業所に対する点検の場合

- ① 「消防、市役所の方から来た」と紛らわしい表現をします。
- ② 日ごろ出入りしている契約業者を巧妙に装い、訪問前に電話で信用させたり、本社等からの依頼のような装いをします。
- ③ 承諾をあいまいにすると、素早く消火器を集めはじめます。
- ④ 点検の内容を説明せず、一見合法的な契約書に署名と押印を求めてきます。
- ⑤ 最後に、脅迫的な態度で高額な費用を請求します。

※ トラブル防止のポイント

- ① 身分証明書等を見せてもらう。
- ② はっきりとその場で断る。サインや押印はしない。
- ③ 金額の値引きを求めると、契約を認めたかたちになるため絶対に言わない。
- ④ 業者の紛らわしい表現等を理由に、契約の無効を主張する。
- ⑤ 居直ったり、脅迫されたら警察へ通報する。

1 火災概況

平成22年と21年の比較

区 分		単 位	平成22年	平成21年	増 減
出 火 件 数	合 計	件	43	51	△ 8
	建 物		32	37	△ 5
	林 野		0	3	△ 3
	車 両	件	7	1	6
	船 舶		0	1	△ 1
	そ の 他		4	9	△ 5
焼 損 棟 数		棟	47	71	△ 24
建 物 焼 損 床 面 積		m ²	2,511	3,915	△ 1,404
建 物 焼 損 表 面 積		m ²	96	224	△ 128
林 野 焼 損 面 積		a	0	83	△ 83
り 災 世 帯 数		世帯	19	41	△ 22
り 災 人 員		人	57	125	△ 68
損 害 額		千円	181,583	145,855	35,728
死 者			1	4	△ 3
負 傷 者		人	17	10	7
月 平 均	出 火 件 数	件	3.6	4.3	△ 0.7
	焼 損 棟 数	棟	3.9	6.0	△ 2.1
	建 物 焼 損 床 面 積	m ²	209.3	326.3	△ 117.0
	り 災 世 帯 数	世帯	1.6	3.4	△ 1.8
	り 災 人 員	人	4.8	10.4	△ 5.6
	損 害 額	千円	15,132	12,155	2,977
1 件 当 た り の 損 害 額		千円	4,223	2,860	1,363
人 口		人	152,435	153,863	△ 1,428
世 帯 数		世帯	53,572	53,460	112
出火率(人口1万人当たりの出火件数)			2.8	3.3	△ 0.5

2 火災損害総括表

〈その1〉

区分 月別	合計	火災種別					焼損棟数								焼損面積		
		建物	林野	車両	船舶	その他	火元				類焼				建物(m ²)		林野(a)
							全焼	半焼	部分焼	ぼや	全焼	半焼	部分焼	ぼや	床面積	表面積	
1月	5	5					1	1		3				1	178	2	
2月	6	4		1		1	3		1				5	1	162	36	
3月	4	4					1		1	2				2	238		
4月	4	1		3			1					1			211		
5月	2					2											
6月	2	1		1					1				1		2	10	
7月	7	6				1	3		2	1		1			292	2	
8月	4	4					1	1		2					484		
9月	1	1						1							32		
10月	4	2		2			1			1					19		
11月	2	2						2						1	533	1	
12月	2	2					1	1					2		360	45	
計	43	32	0	7	0	4	12	6	5	9	0	2	8	5	2,511	96	0

平成21年	51	37	3	1	1	9	14	4	10	9	13		15	6	3,915	224	83
-------	----	----	---	---	---	---	----	---	----	---	----	--	----	---	-------	-----	----

〈その2〉

り災世帯			死傷者		損 害 額 (千 円)						
全	半	小	死	負	合	建	収	林	車	船	そ
損	損	損	者	傷	計	物	容	野	両	舶	の
			者	者			物	物			他
		2		2	14,257	11,405	2,852				
1		2		3	3,309	2,174	241		894		
1		1	1	1	5,928	4,735	1,191				2
1				2	3,677	3,081	37		559		
					805						805
					394	26	5		213		150
		2			3,957	1,680	2,255				22
		2		3	99,419	27,428	71,991				
1				3	397	285	112				
					1,262	25	904		333		
	2			2	26,599	19,427	7,172				
1	1	2		1	21,579	19,855	1,724				
5	3	11	1	17	181,583	90,121	88,484	0	1,999	0	979

17	1	23	4	10	145,855	97,247	41,128	956	46	3,000	3,478
----	---	----	---	----	---------	--------	--------	-----	----	-------	-------

3 目で見える火災統計

年間43件の火災が発生

建物火災は32件(75%)
うち住宅火災は14件(44%)



19世帯57人焼け出される



65歳以上の方は火の取り扱いに注意！！
火を使っている時はその場を離れない
離れる時は火を消す



出火原因の上位は

ストーブ	4件
こんろ	3件
配線器具	3件
電灯・電話等の配線	3件
たばこ	3件



死者1人 負傷者17人



1億8千158万3千円の財産が灰に
火災1件につき422万3千円

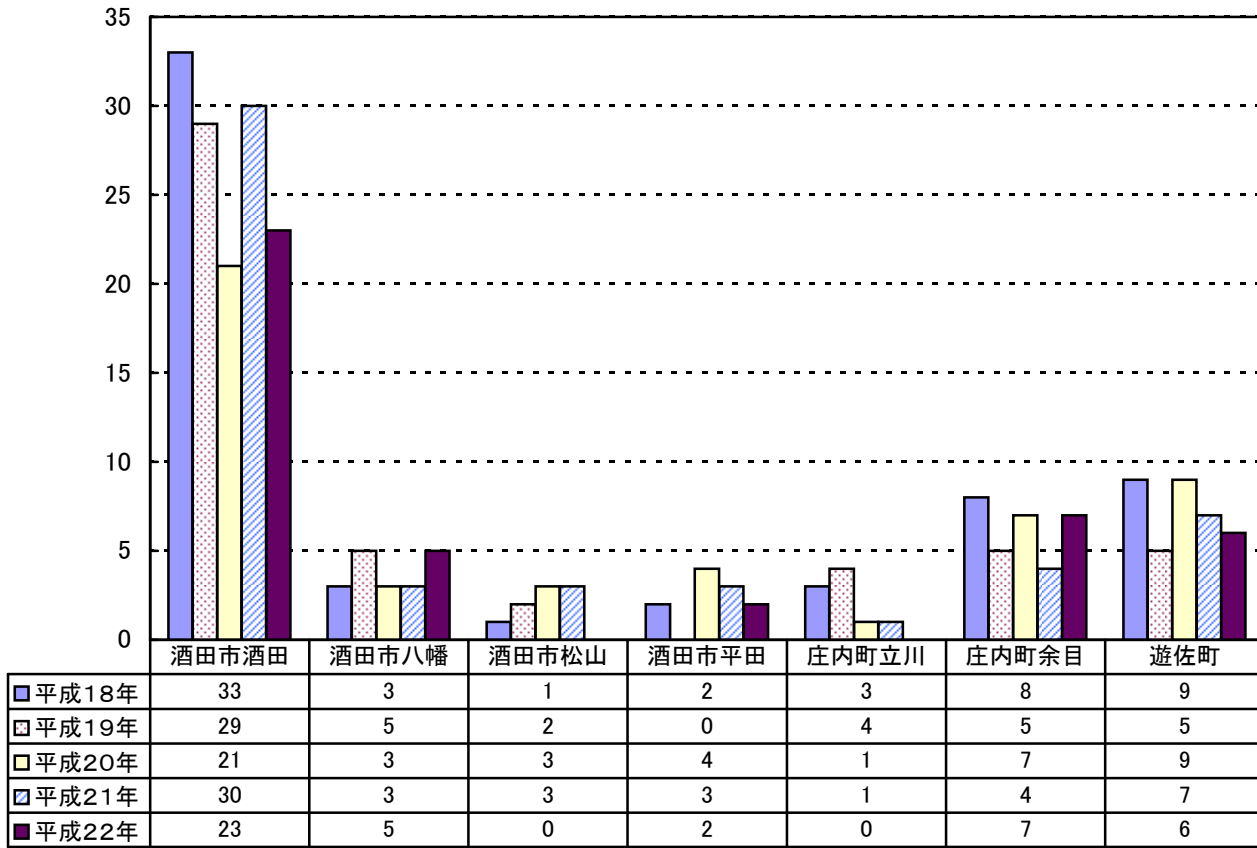


4 市町別火災状況

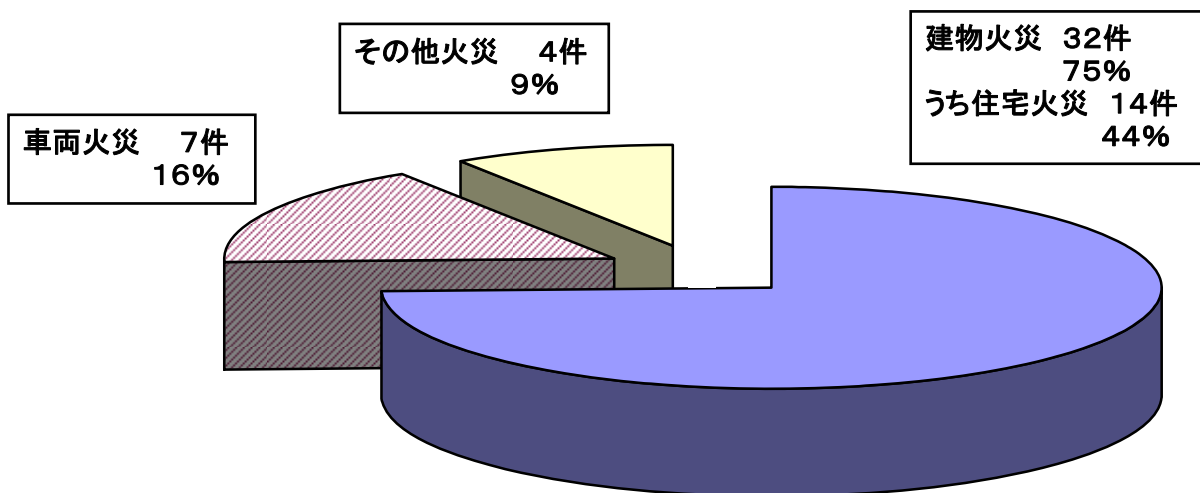
区分 市町別	火災種別						焼損棟数					焼損床面積			り災世帯数				死傷者		損害額（千円）							
	計	建物	林野	車両	船舶	その他	計	全焼	半焼	部分焼	ぼや	建物(m ²)		林野(a)	計	全損	半損	小損	り災人員	死者	負傷者	建物	収容物	林野	車両	船舶	その他	合計
												床面積	表面積															
酒田市	30	23		5		2	32	8	6	8	10	1,571	44		13	3	2	8	36	1	11	42,708	14,731		1,666		236	59,341
酒田	23	17		4		2	19	4	4	6	5	1,014	12		8	1	1	6	21		8	29,639	12,291		1,666		234	43,830
八幡	5	4		1			9	3		2	4	279	31		3	1		2	10	1	2	6,804	2,177				2	8,983
松山																												
平田	2	2					4	1	2		1	278	1		2	1	1		5		1	6,265	263					6,528
庄内町	7	3		2		2	8	2	1	4	1	745	48		4	2		2	13		1	33,365	73,493		333		743	107,934
立川																												
余目	7	3		2		2	8	2	1	4	1	745	48		4	2		2	13		1	33,365	73,493		333		743	107,934
遊佐町	6	6					7	2	1	1	3	195	4		2		1	1	8		5	14,048	260					14,308
計	43	32	0	7	0	4	47	12	8	13	14	2,511	96	0	19	5	3	11	57	1	17	90,121	88,484	0	1,999	0	979	181,583

5 市町別火災件数の推移

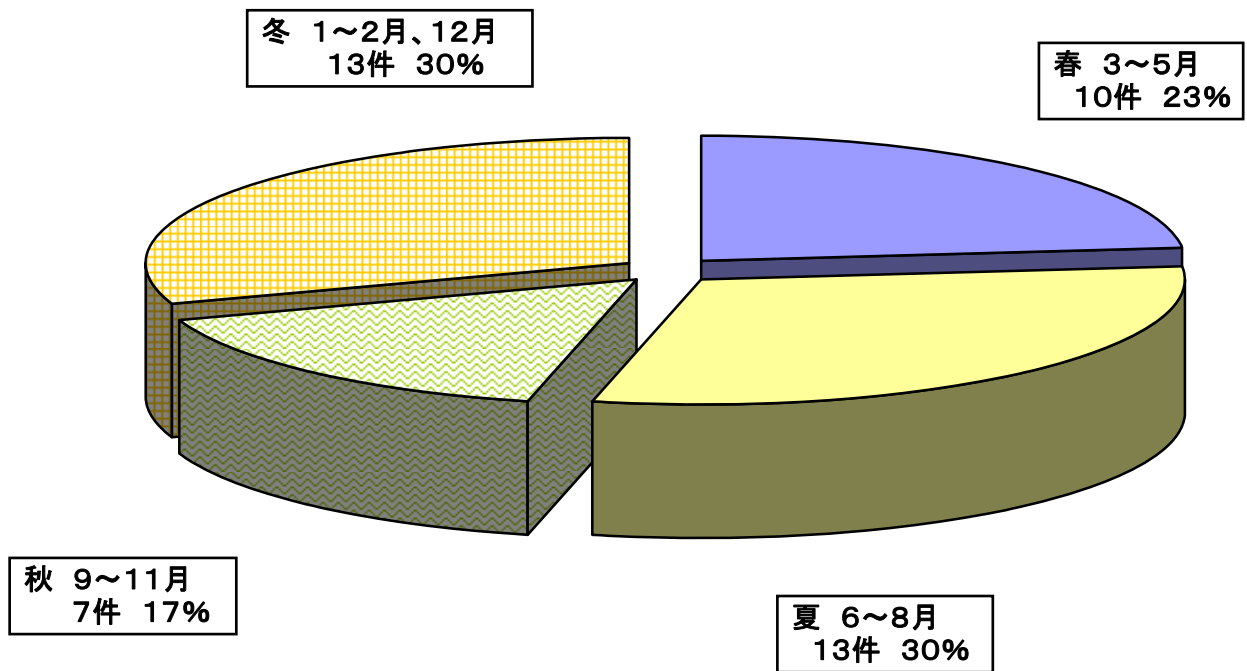
(件)



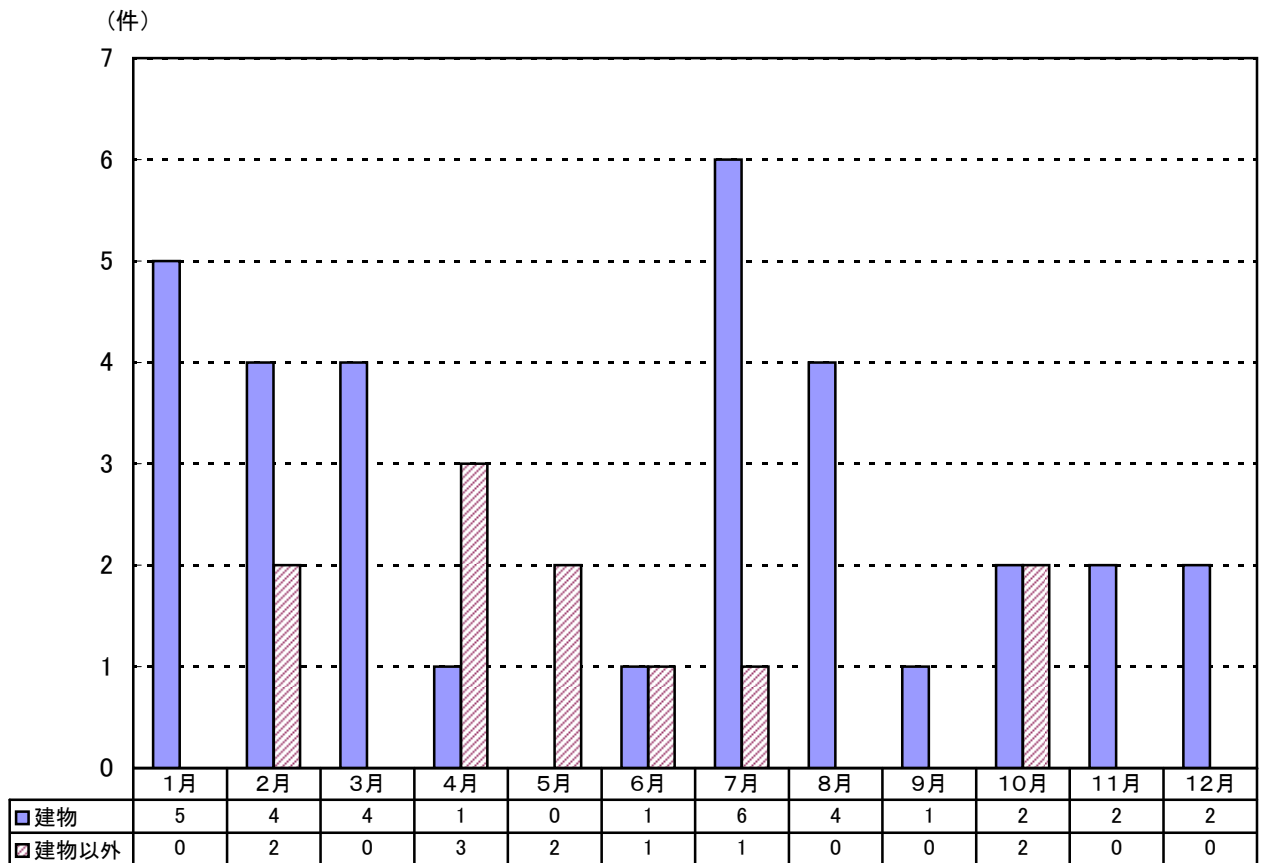
6 火災種別出火件数



7 四季別火災件数

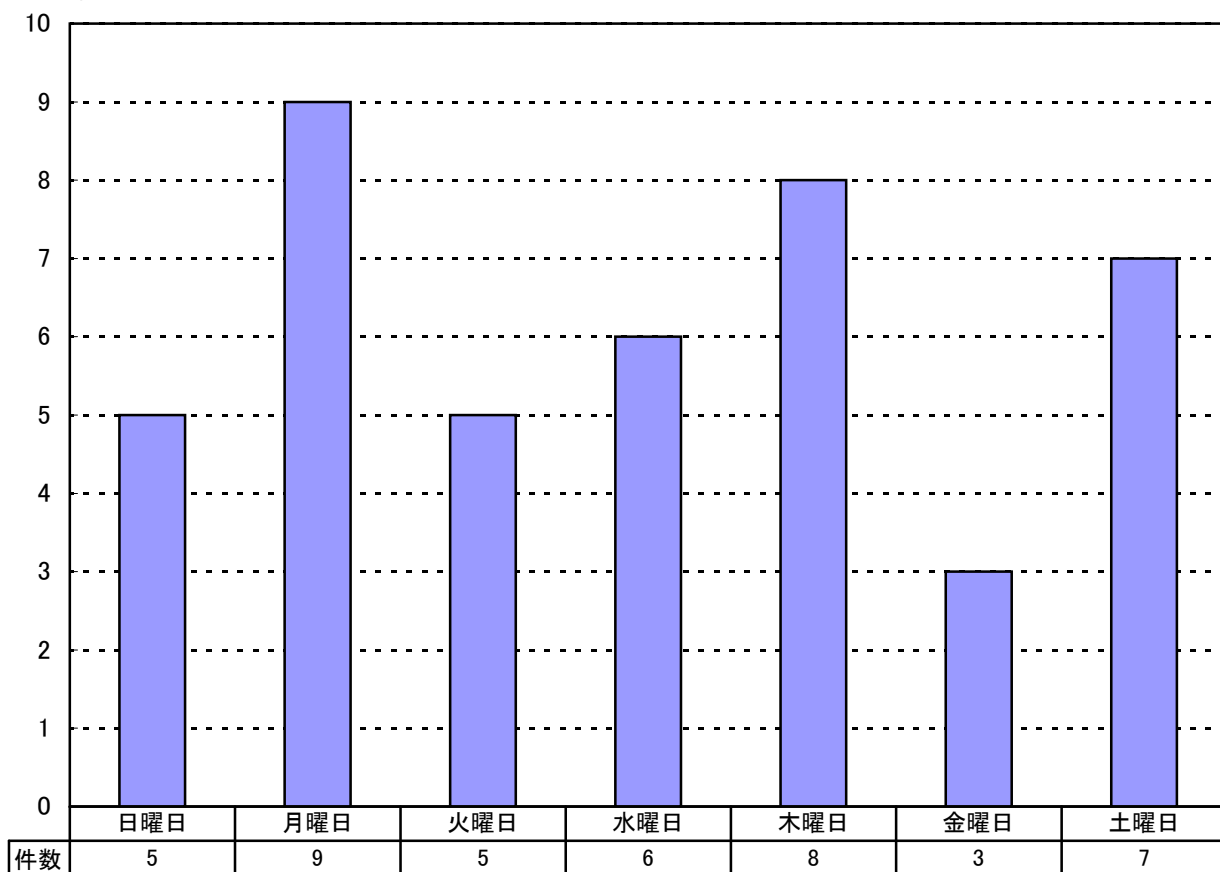


8 月別火災件数

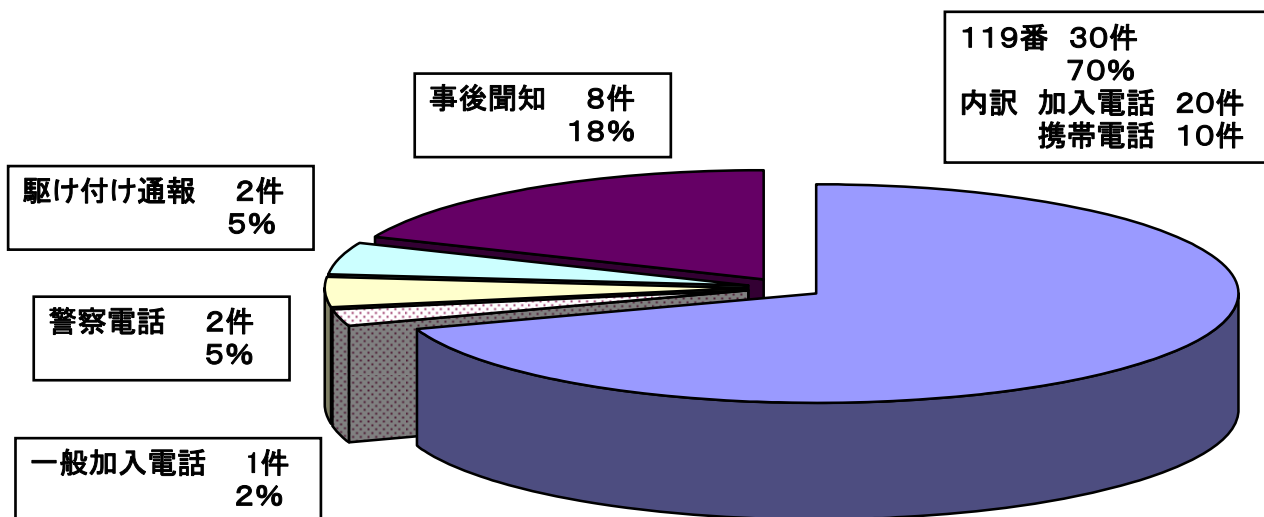


9 曜日別火災件数

(件)

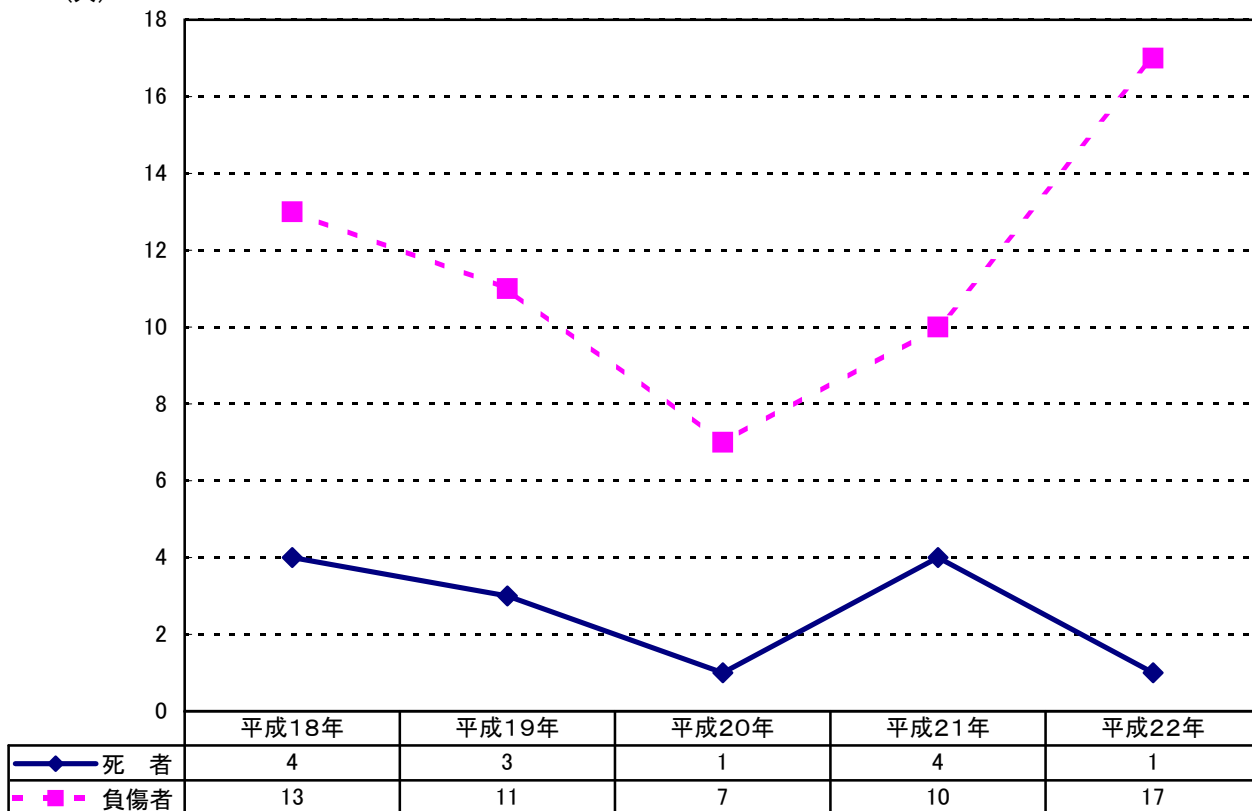


10 覚知方法別火災件数



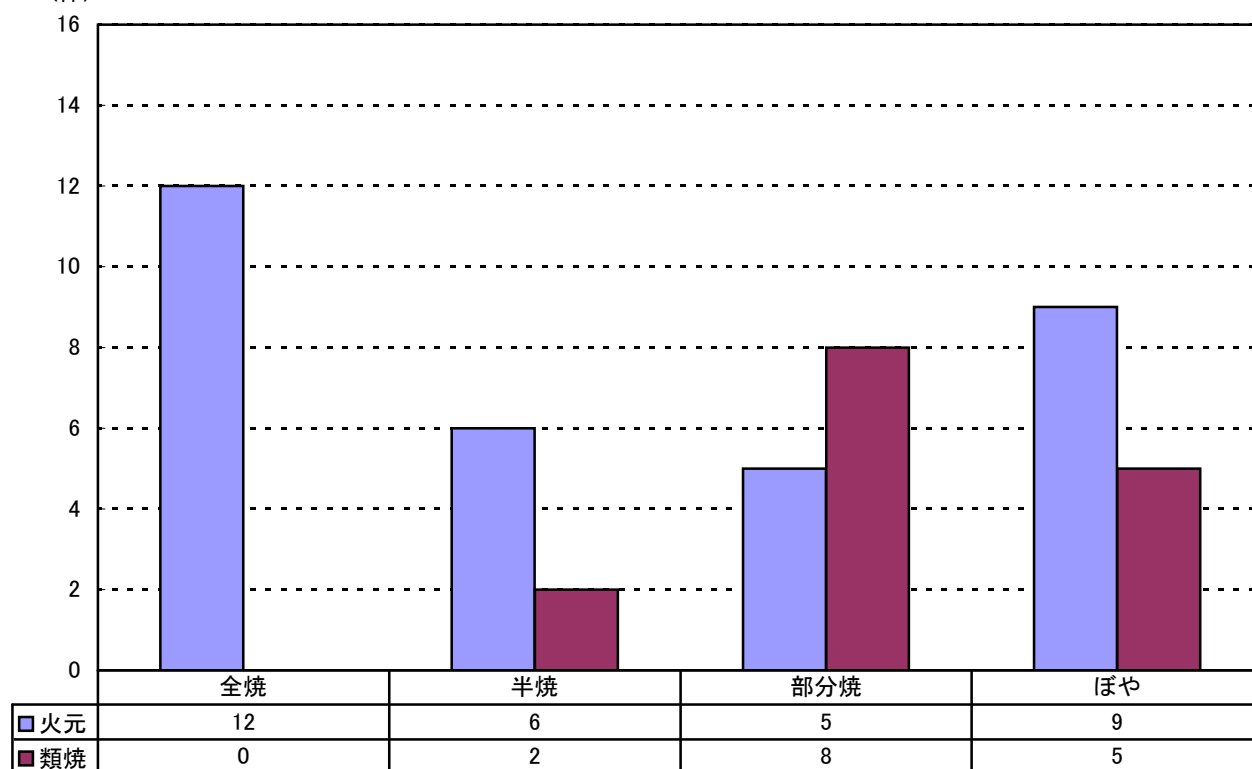
11 死傷者の推移

(人)

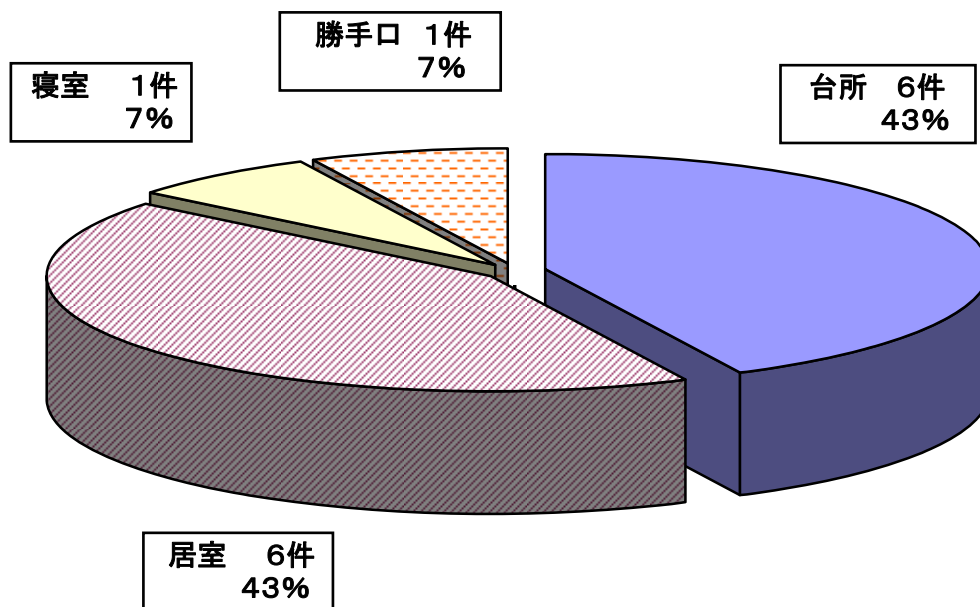


12 建物火災の焼損程度

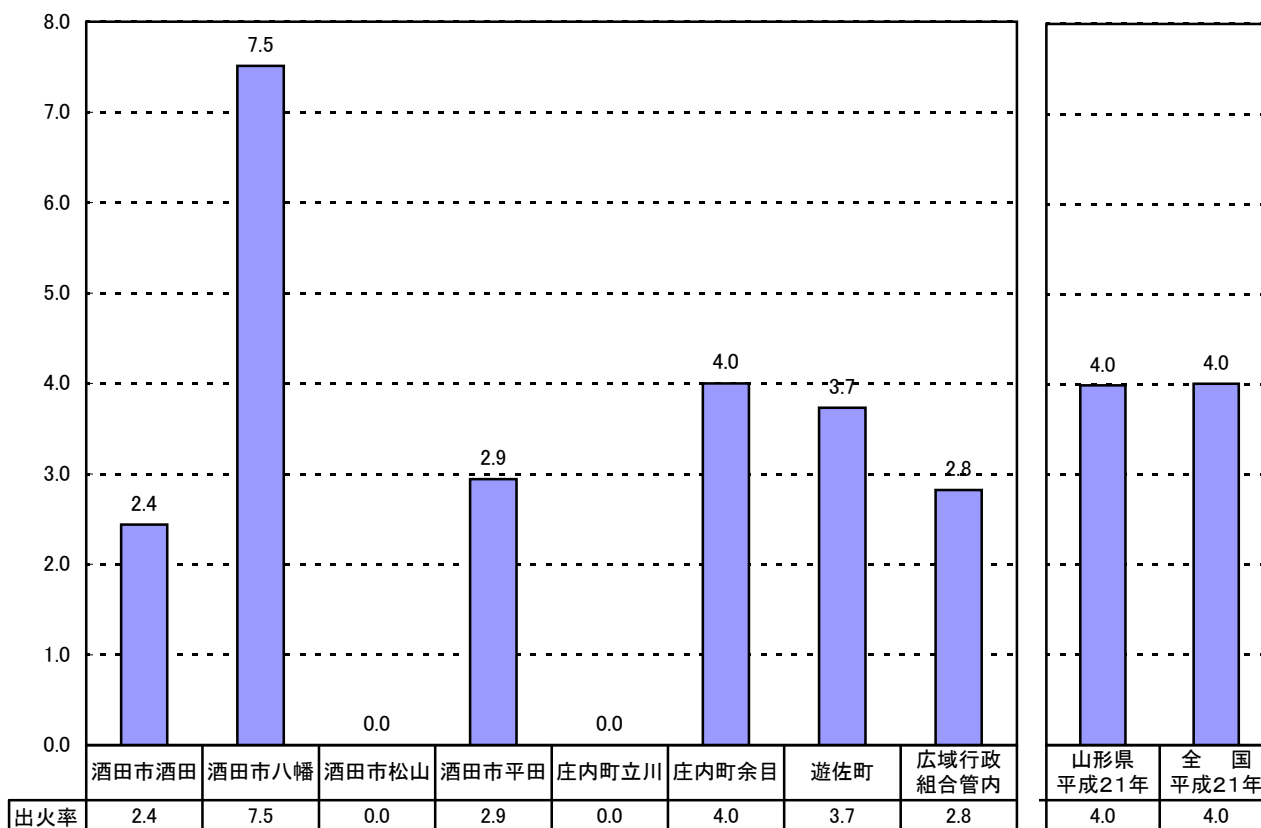
(件)



13 住宅火災の出火箇所の状況

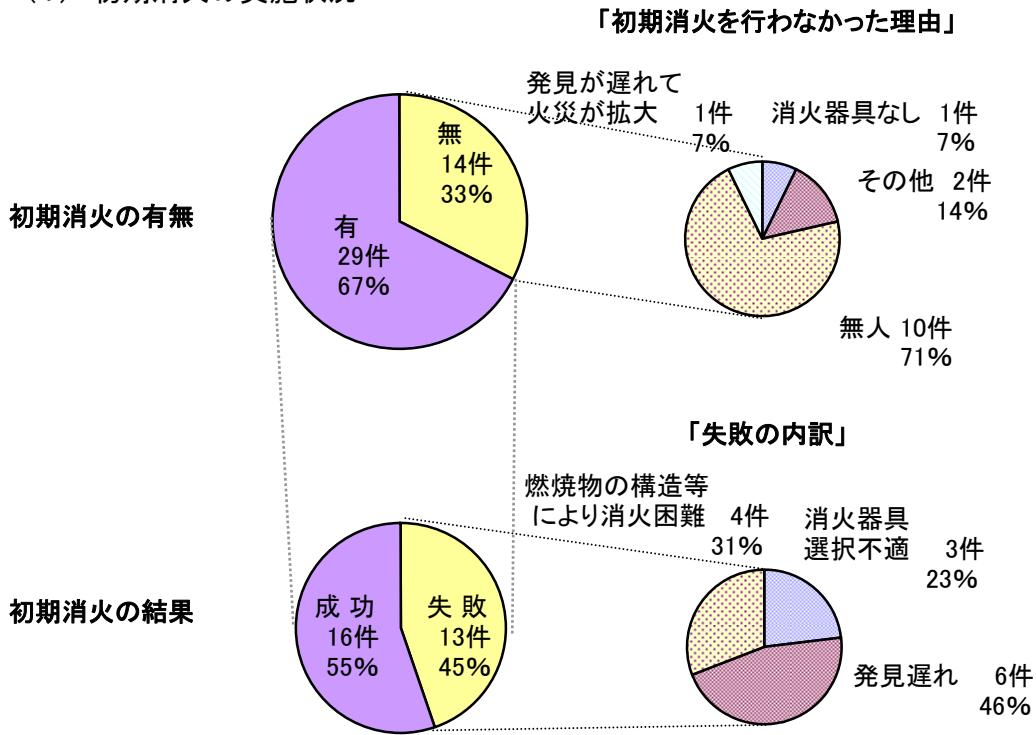


14 出火率(人口1万人当たりの出火件数)



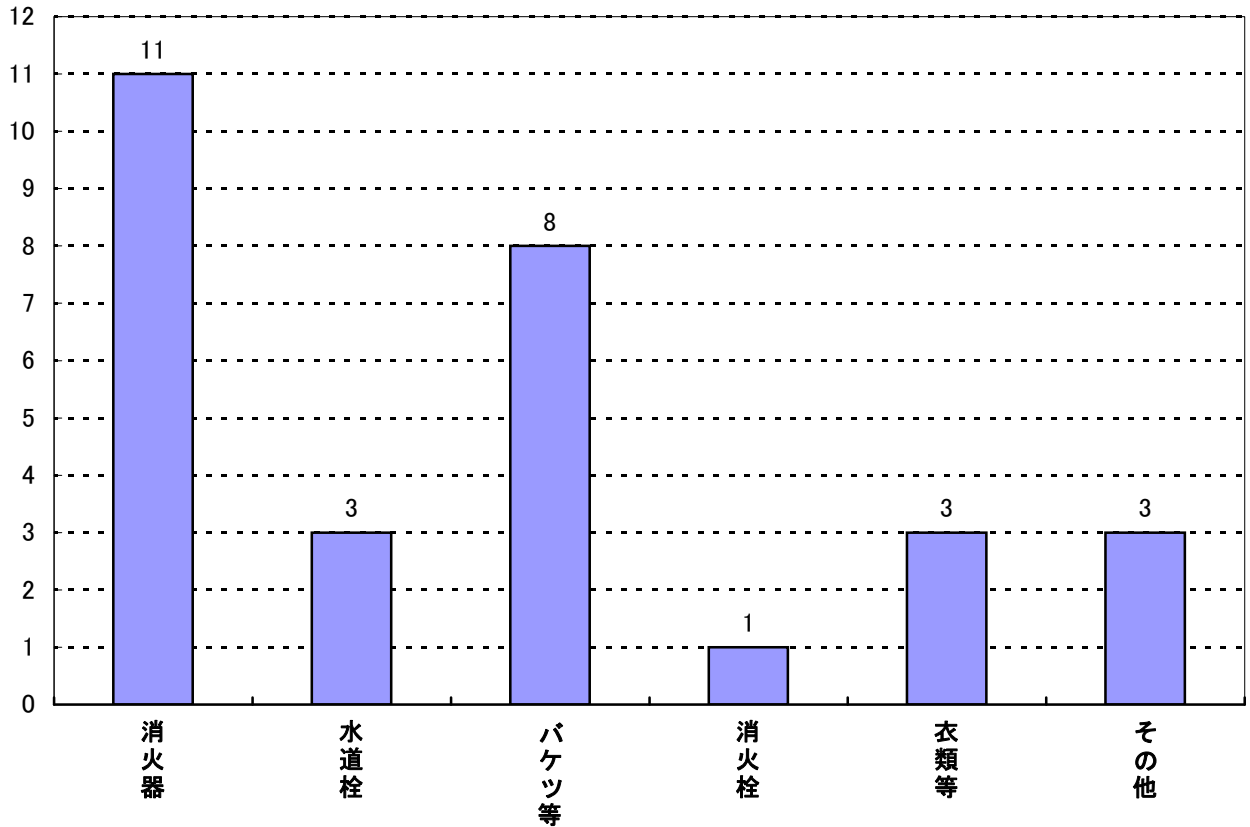
15 初期消火の状況

(1) 初期消火の実施状況



(2) 初期消火器具等の使用状況

(件数)

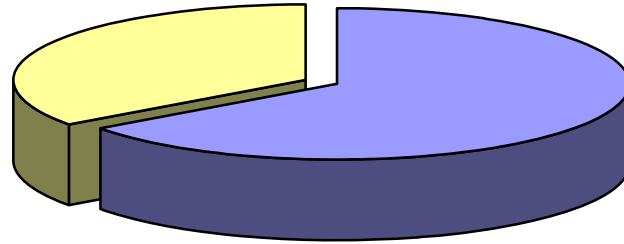


16 出火行為者の状況

出火行為者 20人

(1)性別

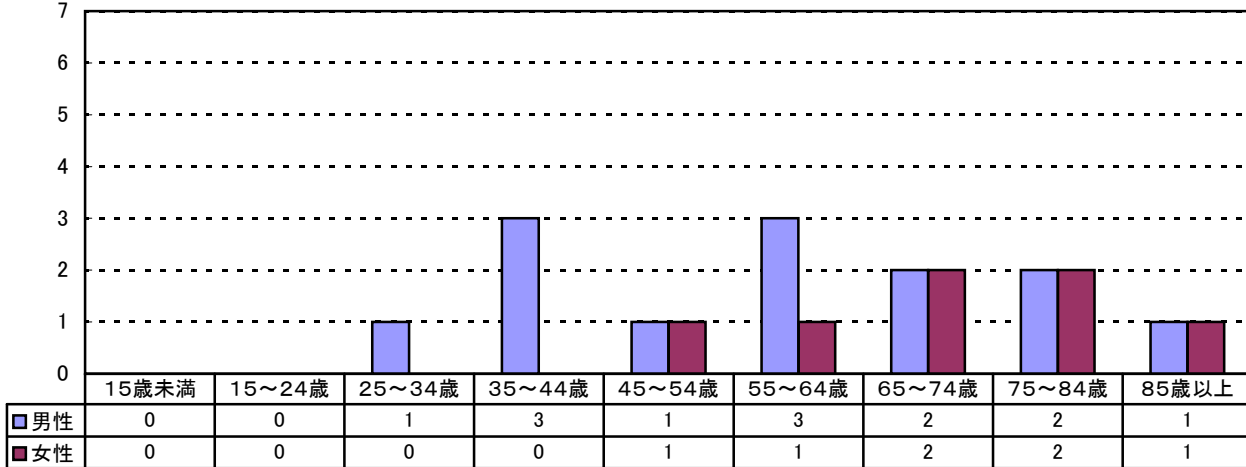
女性 7人
35%



男性 13人
65%

(2)年齢別

(人)

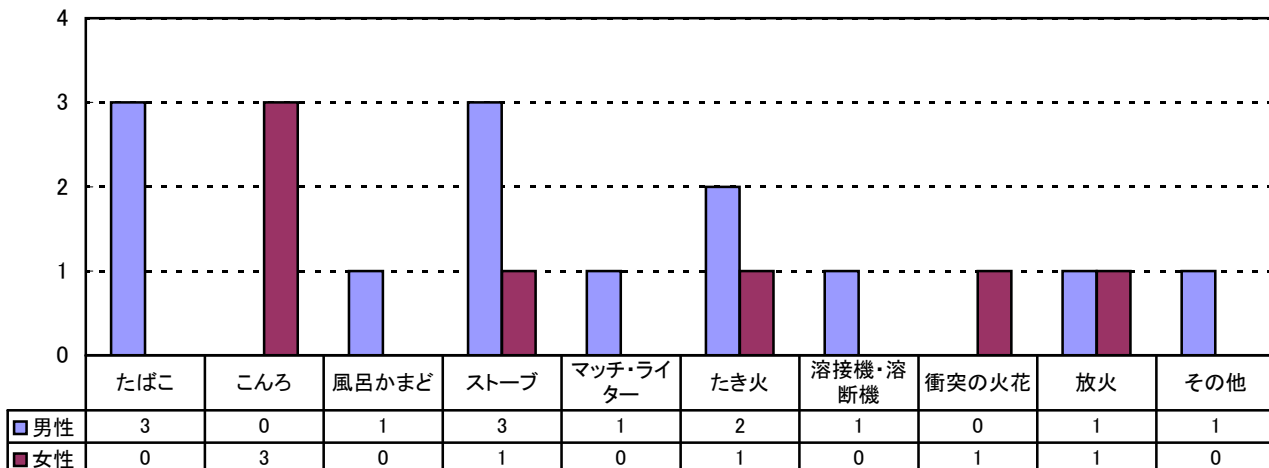


(3)65歳以上の出火原因

	出火原因	65～74歳		75～84歳		85歳以上	
		男	女	男	女	男	女
1	コンロ等の取扱い不良		2		1		
2	たき火の不始末			1			1
3	ストーブの取扱い不良				1	1	
4	ストーブの輻射熱により可燃物に着火	1		1			
5	放火	1					

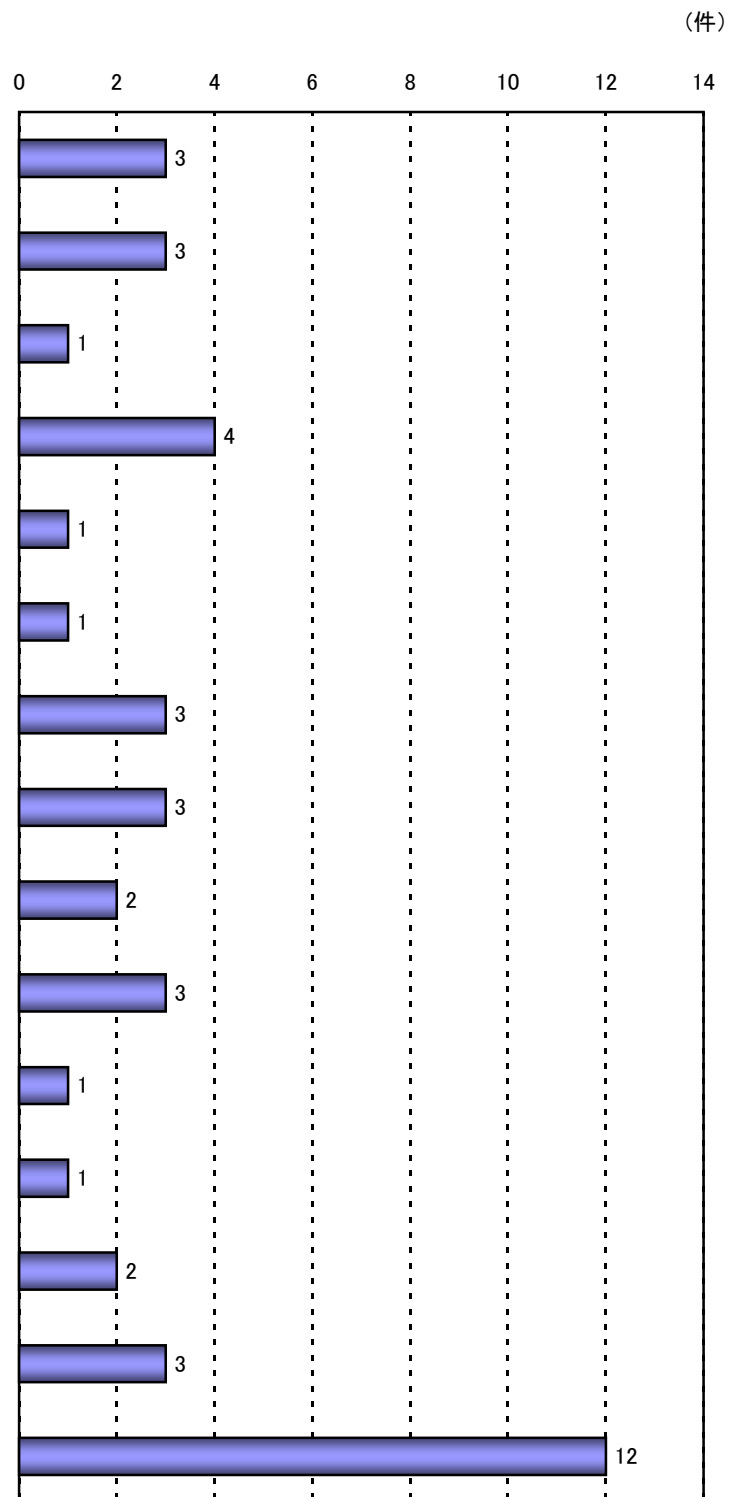
(4)原因別

(人)



17 出火原因と損害額の状況

損害額 (千円)	出火原因
1,031	たばこ
1,657	こんろ
7	風呂かまど
8,914	ストーブ
13	電気機器
235	電気装置
23,229	電灯・電話等の配線
17,648	配線器具
894	マッチ・ライター
171	たき火
20	溶接機・溶断機
369	衝突の火花
570	放 火
75	その他
126,750	不明・調査中



18 主な出火原因の区分と経過

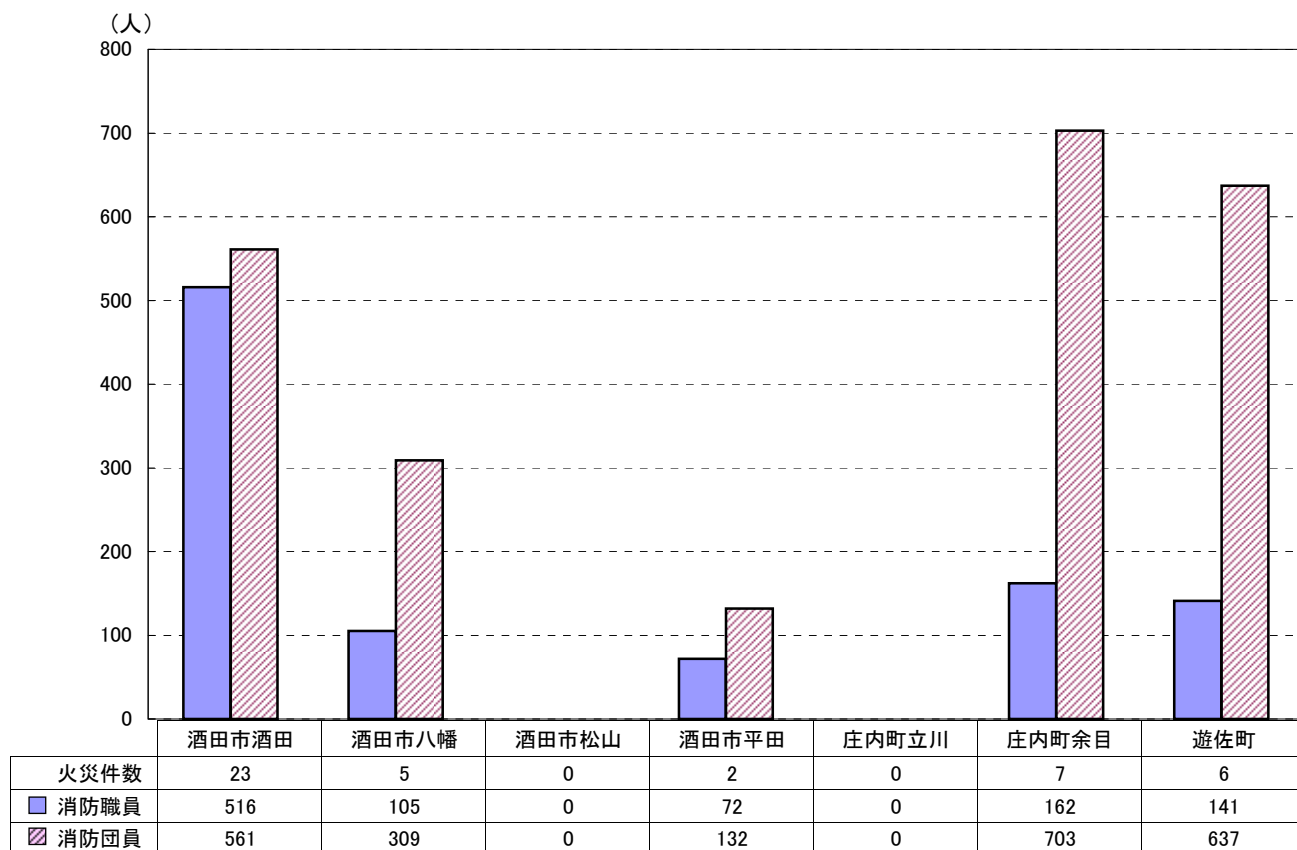
原因別	経過		件数
ストーブ	輻射熱等	輻射熱による着火、取扱い不良	4
こんろ	消し忘れ	火をつけたままその場を離れる	3
配線器具	発熱	テーブルタップの半断線	3
電灯・電話等の配線	短絡	電気配線の絶縁劣化等による短絡	3
たばこ	不始末	たばこの不始末	3
たき火	放置	たき火の不始末	3
放火	放火	火をつける	2
マッチライター	取扱い不良	簡易ガスライターの取扱い不良	2
風呂かまど	不始末	漏れた油が風呂釜に接触し着火	1
電気装置	絶縁劣化	コンデンサの絶縁劣化により発熱	1
溶接機 溶断機	熱伝導	溶接中の熱により可燃物に着火	1

19 主な火災

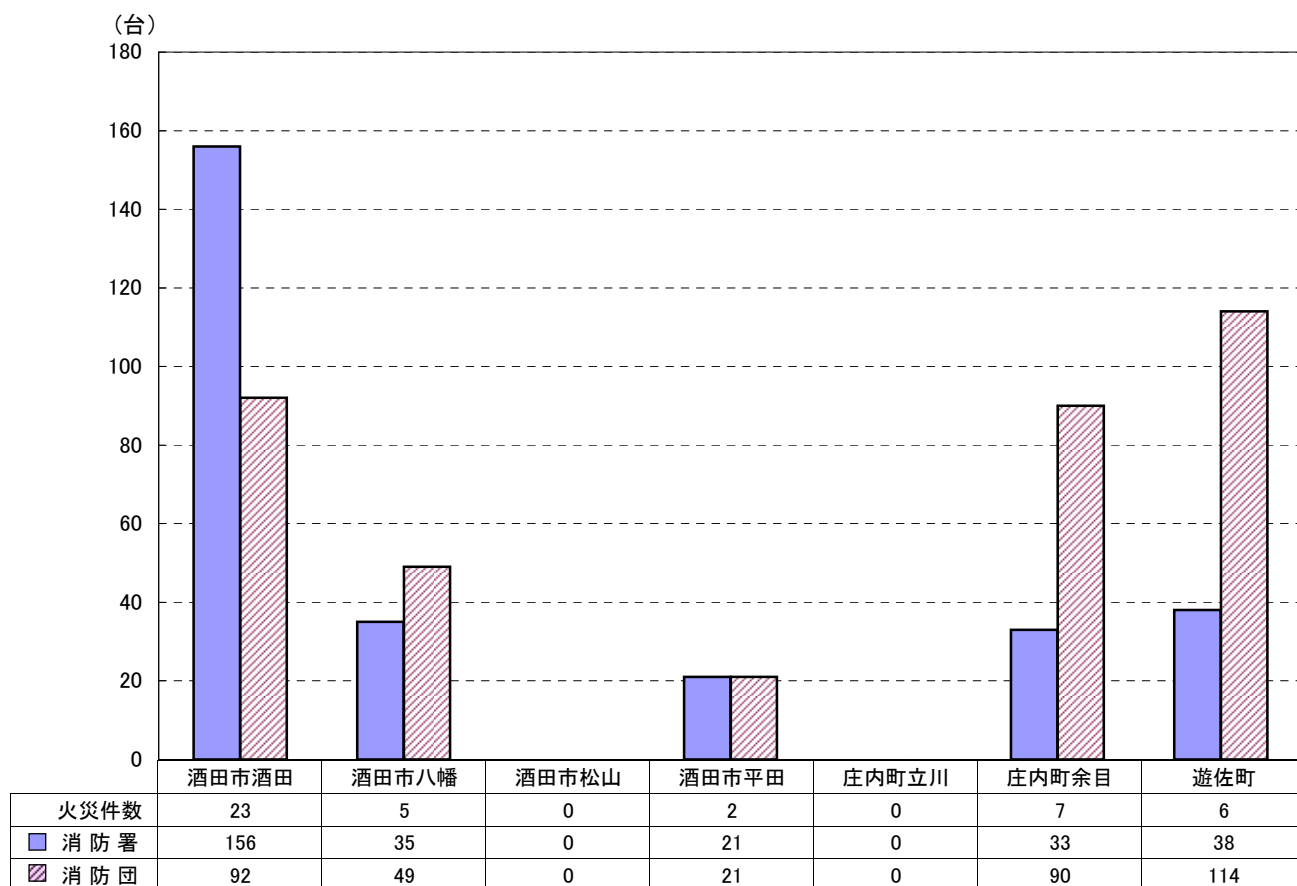
発生日	出火時刻	発生場所	用途	出火原因	焼損床面積 (㎡)	焼損棟数				死傷者		損害額 (千円)
						全焼	半焼	部分焼	ぼや	死者	負傷者	
1.10	23:59	酒田市酒田	飲食店	配線器具	120		1					11,905
8.29	12:41	庄内町余目	工場	不明・調査中	480		1					99,274
11.26	21:34	酒田市酒田	寺院	電灯・電話等の配線	466		1				2	23,189
12.15	15:59	遊佐町	住宅	不明・調査中	167		1					14,185

※ 主な火災とは、焼損面積500㎡以上のもの、又は損害額が1,000万円以上のもの。

20 火災出動人員の状況

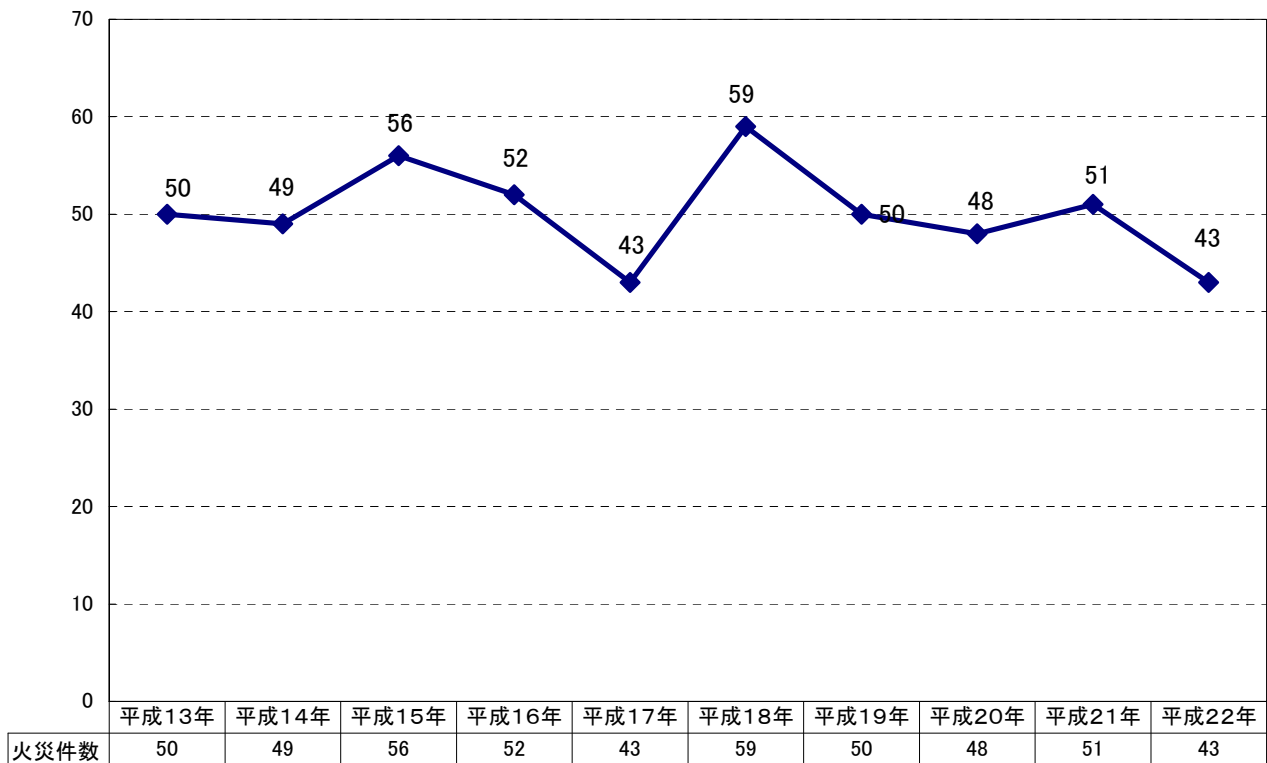


21 火災出動車両の状況



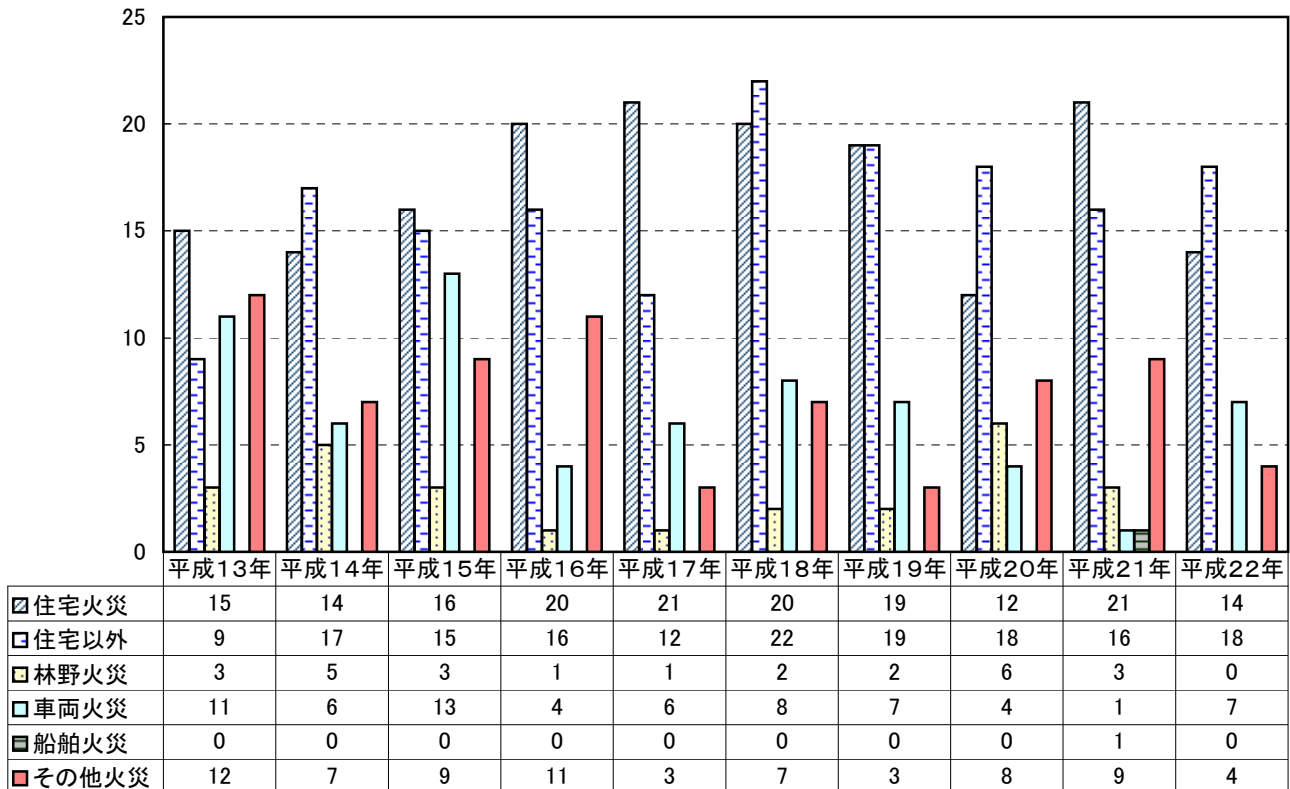
22 火災件数の推移

(件)

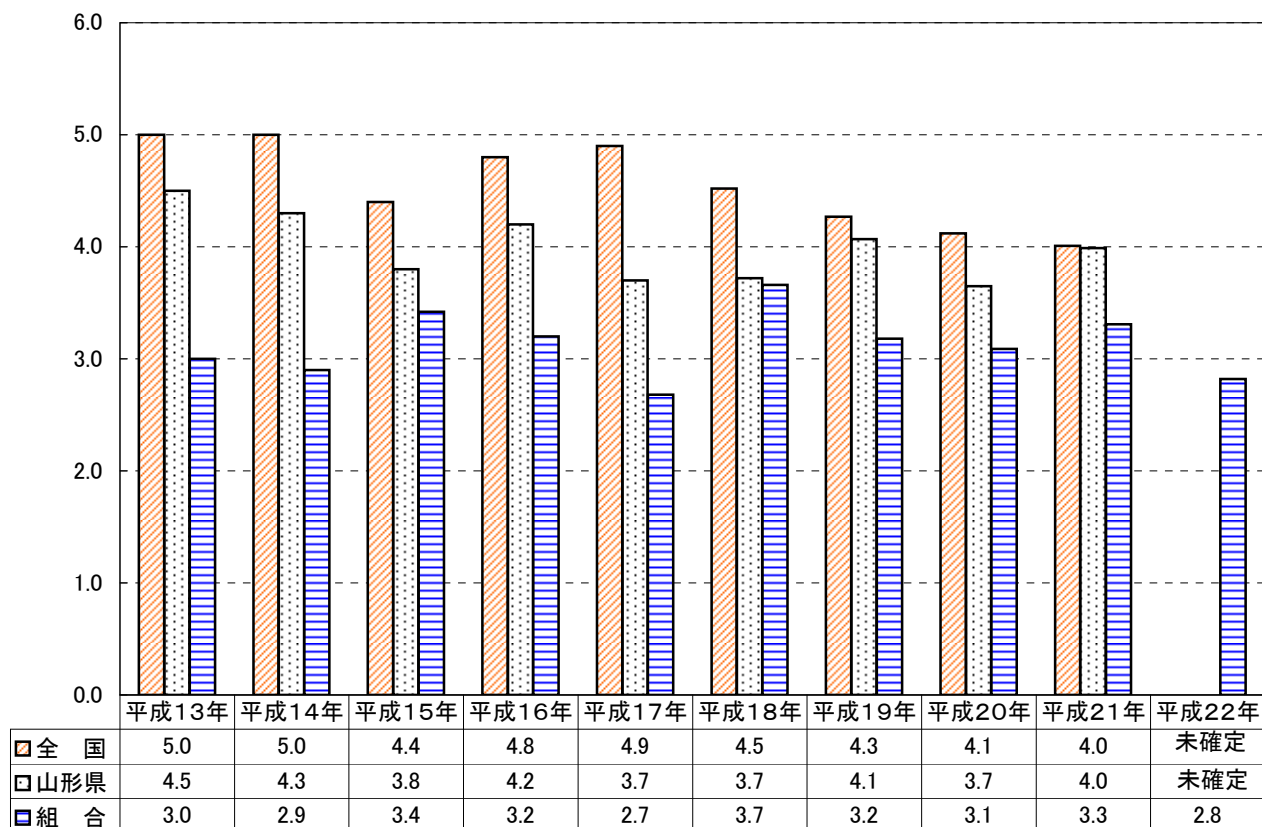


23 火災種別の推移

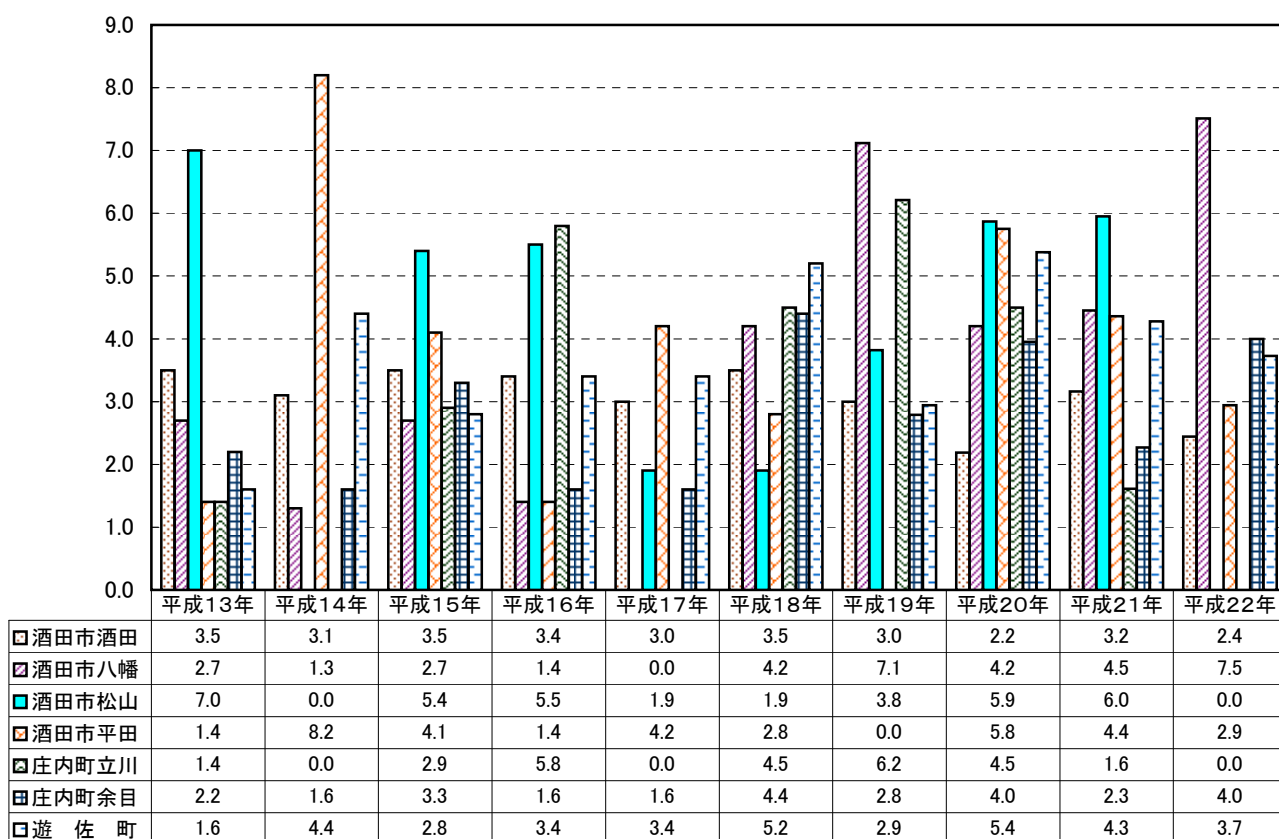
(件)



24 全国・山形県・組合の出火率の推移(人口1万人当たりの出火件数)



25 組管内の出火率の推移(人口1万人当たりの出火件数)



利用上の参考事項

1 火災の定義

「火災」とは、人の意図に反して発生し若しくは拡大し、又は放火により発生して消火の必要がある燃焼現象であって、これを消火するために消火施設又はこれと同程度の効果のあるものの利用を必要とするもの、又は人の意図に反して発生し若しくは拡大した爆発現象をいいます。

2 火災の種類

火災は次の6種類に分類します。ただし、火災が2種類以上にわたった場合は、原則として焼き損害の大きなものの種別によります。

(1) 建物火災

建物又はその収容物が焼損した火災をいいます。

(2) 林野火災

森林、原野又は牧野が焼損した火災をいいます。

(3) 車両火災

原動機によって運行することができる車両、鉄道車両及び被けん引車又はこれらの積載物が焼損した火災をいいます。

(4) 船舶火災

船舶又はその積載物が焼損した火災をいいます。

(5) 航空機火災

航空機又はその積載物が焼損した火災をいいます。

(6) その他の火災

(1)から(5)までに掲げる火災以外の火災（空地、田畑、道路、河川敷、屋外物品集積場、電柱などの火災）をいいます。

3 火災損害

「火災損害」とは、火災によって受けた直接的な損害をいい、「焼き損害」、「消火損害」、「爆発損害」、「人的損害（火災による死者及び負傷者）」に区分します。

「焼き損害」とは、火災によって焼けた物及び熱によって破損した物等の損害をいい、「消火損害」とは、消火活動によって受けた水損、破損、汚損等の損害をいい、「爆発損害」とは、爆発現象の破壊作用により受けた「焼き損害」、「消火損害」以外の損害をいい、消火のために要した経費、焼け跡整理費、火災のための休業による損失等の間接的な損害は除かれます。

損害額は、り災時における時価により算定することとし、「人的損害」はこれに含めません。

4 焼損の程度

焼損程度の区分の基準は次のとおりです。

(1) 全焼

建物の焼き損害額が火災前の建物評価額の70%以上のもの、又はこれ未満であっても残っている部分に補修を加えても再使用できないものをいいます。

(2) 半焼

建物の焼き損害額が火災前の建物評価額の20%以上のもので、全焼に該当しないものをいいます。

(3) 部分焼

建物の焼き損害額が火災前の建物評価額の20%未満のもので、ぼやに該当しないものをいいます。

(4) ぼや

建物の焼き損害額が火災前の建物評価額の10%未満であり焼損床面積が1㎡未満のもの、建物の焼き損害額が火災前の建物評価額の10%未満であり焼損表面積が1㎡未満のもの、又は収容物のみ焼損したものをいいます。

5 り災世帯

り災世帯については、り災の程度により次のとおり区分しています。

(1) 全損

建物（収容物を含む。以下この項において同じ。）の火災損害額が、り災前の建物の評価額の70%以上のものをいいます。

(2) 半損

建物火災損害額がり災前の建物評価額の20%以上で、全損に該当しないものをいいます。

(3) 小損

建物火災損害額がり災前の建物評価額の20%未満のものをいいます。

6 死者・負傷者

「死者」又は「負傷者」とは、火災現場において火災に直接起因して死亡（病死者は除く。）した者、又は負傷した者をいいます。この場合、消防署員と消防団員は火災を覚知した時から現場を引き揚げる時までの間に死亡した者、又は負傷した者をそれぞれ死者又は負傷者とします。また、火災により負傷した後、48時間以内に死亡した者は火災による死者とします。



備えよう

住宅用

火災警報器